

## 32. FUJI健康保険組合 契約保養所利用規程

(目的)

- 第1条 FUJI健康保険組合（以下「当組合」という）は、健康保険法第五十条が定める被保険者および被扶養者（以下「加入者」という）の健康の保持増進のために、契約保養所の利用を供する。
2. 利用対象者は当組合の加入者とする。また、当組合の加入者と同室に宿泊することを条件に扶養外家族、友人も対象とする。
  3. この規程に定める契約保養所（以下「保養所」という）とは、当組合と森トラスト・ホテルズ&リゾーツ（株）ラフォーレ倶楽部との契約に基づく指定保養所を指す。

(料金及び補助金)

- 第2条 保養所の利用料は保養所ごとに定める。
2. 当組合は保養所を利用した加入者に対して補助金を支給する。補助金額は一泊2食プランの場合は利用者一人一泊あたり 3,000 円、コテージに宿泊またはルームチャージのみの場合は一人一泊あたり 1,000 円とする。
  3. ただし、こどもの加入者に対しては、4才以上の未就学児で寝具を使用した場合、または就学児以上の場合に第1項と同額の補助金を支給する（4才以上の未就学児で寝具を使用しない場合および4歳未満の場合には補助金を支給しない）。
  4. 加入者以外の利用者（加入者と同室に宿泊する扶養外家族や友人）には補助金を支給しない。

(利用回数と利用人数の制限)

- 第3条 利用回数は年度内に3泊以内とする。
2. 年度内とは、その年の4月から翌年3月までをいい、1泊とは保養所が規定する定義をいう。
  3. 各部署単位等の団体利用は、研修、会議などの目的を持つ利用とし、出張、新年会、忘年会など、健康保険法第五十条の目的に該当しない利用は不可とする。団体利用の場合、当組合が利用希望保養所と別途契約をする。この場合、第2条の補助金は支給しない。
  4. 利用回数、利用人数の制限の変更が必要な時は、毎年4月頃に当組合が発行する機関紙等で記載をする。また、年度内に予算以上の多くの利用者がある場合、当組合は利用人数の制限ができる。

(利用申込)

- 第4条 利用者は、利用を希望する保養所に直接申込をし、予約後、施設利用申請書兼証明書（以下「申請書」という）に必要事項を記入し、当組合に提出する。
2. 当組合は、申請書に記載される利用者の資格確認をし、承認のうえ返却する。

(利用の取消)

- 第5条 利用者が利用申込の取消をする場合は、保養所ごとに規定する利用申込の取消有効

期間内に予約保養所に自ら取消申請をしなければならない。取消後は当組合までその旨を報告し、承認済みの申請書は当組合へ返却する。

2. 前項の取消有効期間内を経過した後の利用申込の取消に伴う違約金の請求は、利用申込者の責任において、この請求金額を予約保養所に自ら支払いをする。

(利用上の注意)

第6条 保養所利用に際し、次の事項が判明した場合、当組合は補助金の支給はしない。

- (1) 施設利用に関し不正を行った場合
- (2) 申請書に不実の記載をした場合

2. 前項の場合において当組合が損害を受けた場合においては、これを利用者から賠償させるものとする。また、著しい不正や不実の記載をした者及び第9条に該当した者は、理事会において審議し一定期間の保養所利用を停止させることができる。

(支払方法)

第7条 利用者は、保養所のチェックアウト時に申請書の補助金額を除いた残額を現地で支払う。

(利用者の退所)

第8条 次の各号に該当する場合は、保養所の管理人が利用取消若しくは退所を求めることができる。

- (1) 保養所内の秩序、風紀を乱し、喧騒、放歌等他人の迷惑となる行為をした時。
- (2) 故なく保養所の管理人の指示に従わない時。

(損害の賠償)

第9条 利用者が保養所の設備または備品等を毀損、滅失したときは、利用者が賠償の責を負う。

(保養所からの広宣)

第10条 保養所のシーズンごとの特別行事等は、その都度広宣用として資料が送付される。当組合は加入者に広宣する。

(その他)

第11条 この規程で定めない事項については、その都度保養所ごとに当組合が協議のうえ、決めるものとする。

附 則 この規程は平成11年4月1日から施行する。  
この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。  
この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
この規程は、令和2年8月1日から施行する。  
この規程は、令和3年12月1日から施行する。  
この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。